

告 示

埼玉県告示第千四百五十五号

平成二十五年埼玉県告示第四百四十号（土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

別表第一のカドミウム及びその化合物の項中「0.3ppm」を「0.09ppm」に改め、同表のトリクロロエチレンの項中「0.3ppm」を「0.1ppm」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行前に埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第七十七条第二項、第七十九条第一項若しくは第八十条第二項の報告をした者又は同条例第七十八条第一項の命令を受けた者に係る改正後の別表第一のカドミウム及びその化合物の項及びトリクロロエチレンの項の規定の適用については、なお従前の例による。